様式第2号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊　経　第　20　号

令 和 8 年 5 月 7 日

関係者　各位

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長　　山本　政彦
（公 印 省 略）

見　積　依　頼　書

1 件　　　名　　公用車法定点検等業務（豊橋管理所）（オープンカウンタ方式による）
2 施 行 場 所　　受注者の指定する整備工場
（対象車両の所在地）
愛知県豊橋市西赤沢町字大坂993番地　豊川用水総合管理所　豊橋管理所
愛知県田原市加治町大新子42番地の1　豊川用水総合管理所　田原操作室
3 工　　　期　　契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
4 内　容　等　　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　　実施しません。
2 見積参加要件　　次に掲げる条件を満たしている者であること。
① 本業務の実施に関し、法律上必要とされる資格を有すること。
② 本店、支店又は営業所が愛知県内に所在すること。
3 見 積 書 等
1）様 式 等　　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2）提出方法　　FAX又は電子メールによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAX又は電子メールに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）提出期限　　令 和 8 年 5 月 20 日　　12:00　　まで
4）提 出 先　　独立行政法人水資源機構　豊川用水総合管理所
TEL　　0532－54－6502　　FAX　　0532－54－6517
メールアドレス：　nyukei_toyogawa@water.go.jp
5）担当者　　独立行政法人水資源機構　豊川用水総合管理所　経理課　池田
6）質 問 書　　令 和 8 年 5 月 14 日　　12:00　　まで
提出期限　　※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
7）見積回数　　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月21日 12:00 までとします。

8）そ の 他　　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 結 果　　見積結果については、<u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知</u>します。

5 そ　の　他
1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2）請負代金の支払いについては、履行確認の都度、お支払致します。
3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

公用車法定点検等業務（豊橋管理所）　仕様書

第１節　適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所（以下「発注者」という。）が依頼する公用車法定点検等業務（豊橋管理所）に適用する。

第２節　業務概要

本件は、機構所有の車両の法定点検及び６ヶ月点検等（以下「法定点検等」という。）を行うものである。

２－１ 施行場所

受注者の指定する整備工場

対象車両の所在地
愛知県豊橋市西赤沢町字大坂993番地　豊川用水総合管理所　豊橋管理所
愛知県田原市加治町大新子42番地の1　豊川用水総合管理所　田原操作室

２－２ 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、車検に係る点検整備及び諸手続については、車検の有効期間の満了する日までに完了させるものとする。

第３節　業務内容等

３－１　対象車両

受注者は、次に掲げる車両の法定点検等を行うものとする。

① 日産・エクストレイル（豊橋301せ5891）　所在地：豊橋管理所

② 日産・ＡＤ・バン（豊橋400つ2792）　所在地：豊橋管理所

③ 日産・ＡＤ・バン（豊橋800さ9215）　所在地：豊橋管理所

④ 日産・ＡＤ・バン（豊橋800さ9547）　所在地：豊橋管理所

⑤ トヨタ・タウンエース（豊橋400つ2794）　所在地：豊橋管理所

⑥ トヨタ・ダイナ（豊橋400つ9020）　所在地：田原操作室

車両の詳細は別添「車検証」のとおり

３－２　法定点検等の内容

法定点検等の内容は、別表のとおりとする。なお、法定点検については、走行距離による点検項目の省略は行わないものとする。

３－３　車両の引渡及び返還

受注者は、２－１に示す対象車両の所在地にて車両の引渡を受け、法定点検等が完了後、車両を同所在地に返還するものとする。

３－４ 設計変更

① 受注者が法定点検等を行ったうえで、不具合箇所が確認された場合は、ただちに担当職員に報告することとし、発注者が必要と認めたときは設計変更の対象とする。

② 上記法定点検等のほか、機構が車両を使用するにあたり、車両の不具合や故障が発生した場合や車両の安全運行のために、別途点検整備等が必要となった場合は、発注者からの指示のもと実施することとし、設計変更の対象とする。

第４節　検査等

４－１　検査

受注者は、点検等が終了し対象車両を返還した時に、発注者による検査を受けるものとする。また、検査に際して、受注者は点検等の内容がわかる書類を発注者へ提出するものとする。

４－２　引渡

発注者は、検査結果、特に問題ないと判断したときは、対象車両の引渡を受けるものとする。

第５節　疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以　上

件名：公用車法定点検等業務（豊橋管理所）　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

車両	項目	整備内容等	単位	数量	車検有効期間
日産・エクストレイル（豊橋301せ5891）					R10.3.19
	６ヶ月点検（別表２のとおり）				
		基本点検整備料	式	1	
	法定１２ヶ月点検				
		基本点検整備料	式	1	
		エンジンオイル交換（０Ｗ－２０）	ℓ	8.4	
		オイルエレメント交換	個	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｌ）	本	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｒ）	本	1	
日産・ＡＤ・バン（豊橋400つ2792）					R9.3.17
	６ヶ月点検（別表２のとおり）				
		基本点検整備料	式	1	
	法定車検（１２ヶ月）				
		基本点検整備料	式	1	
		保安確認検査料	式	1	
		車検代行手数料	式	1	
		エンジン・下廻り洗浄	式	1	
		エンジンオイル交換（０Ｗ－２０）	ℓ	3.5	
		オイルエレメント交換	個	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｌ）	本	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｒ）	本	1	
		自賠責保険料（１２ヶ月契約）	式	1	
		自動車重量税	式	1	
		継続検査手数料（印紙）	式	1	
日産・ＡＤ・バン（豊橋800さ9215）					R10.2.16
	６ヶ月点検（別表２のとおり）				
		基本点検整備料	式	1	
	法定点検１２ヶ月点検				
		基本点検整備料	式	1	
		エンジンオイル交換（０Ｗ－２０）	ℓ	3.5	
		オイルエレメント交換	個	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｌ）	本	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｒ）	本	1	

件名：公用車法定点検等業務（豊橋管理所）　（単位：円）

車両	項目	整備内容等	単位	数量	車検有効期間
日産・ＡＤ・バン（豊橋800さ9547）					R9.1.20
	６ヶ月点検（別表２のとおり）				
		基本点検整備料	式	1	
	法定車検（２４ヶ月）				
		基本点検整備料	式	1	
		保安確認検査料	式	1	
		車検代行手数料	式	1	
		エンジン・下廻り洗浄	式	1	
		エンジンオイル交換（０Ｗ－２０）	ℓ	3.5	
		オイルエレメント交換	個	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｌ）	本	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｒ）	本	1	
		自賠責保険料（２４ヶ月契約）	式	1	
		自動車重量税	式	1	
		継続検査手数料（印紙）	式	1	
トヨタ・タウンエース（豊橋400つ2794）					R9.3.17
	６ヶ月点検（別表２のとおり）				
		基本点検整備料	式	1	
	法定車検（１２ヶ月）				
		基本点検整備料	式	1	
		保安確認検査料	式	1	
		車検代行手数料	式	1	
		エンジン・下廻り洗浄	式	1	
		エンジンオイル交換（５Ｗ－３０）	ℓ	3.5	
		オイルエレメント交換	個	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｌ）	本	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｒ）	本	1	
		自賠責保険料（１２ヶ月契約）	式	1	
		自動車重量税	式	1	
		継続検査手数料（印紙）	式	1	
トヨタ・ダイナ（豊橋400つ9020）					R8.10.22
	６ヶ月点検（別表２のとおり）				
		基本点検整備料	式	1	
	法定車検（１２ヶ月）				
		基本点検整備料	式	1	
		保安確認検査料	式	1	
		車検代行手数料	式	1	
		エンジン・下廻り洗浄	式	1	
		エンジンオイル交換（ＳＮ　５Ｗ－２０）	ℓ	4.5	
		オイルエレメント交換	個	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｌ）	本	1	
		フロントワイパーゴム交換（Ｒ）	本	1	
		自賠責保険料（１２ヶ月契約）	式	1	
		自動車重量税	式	1	
		継続検査手数料（印紙）	式	1	

別表２

６ヶ月点検項目表

区分	点検箇所	点検項目
エンジン周り	エンジンオイル	・ オイルの汚れ、量
	冷却装置	・ 冷却水の量、汚れ、濃度 ・ ファンベルトのゆるみ、損傷
	エンジン	・ エンジンのかかり具合、異音 ・ エンジンの低速、加速の状態
電気装置	バッテリー	・ バッテリーターミナル部のゆるみ、腐食 ・ バッテリー液の量
ブレーキ回り	ブレーキペダル	・ 遊び、踏みこんだときの床板とのすき間 ・ ブレーキの効き具合
	パーキングブレーキ	・ 引きしろ(踏みしろ)
	リザーバタンク	・ ブレーキ液の量
ハンドル回り	パワーステアリング装置	・ ベルトのゆるみ、損傷 ・ オイル、量
	運転席回り	・ 計器類、警告灯の作用
タイヤ、足回り	タイヤ	・ タイヤの状態(空気圧、溝の深さ、異常な摩耗) ・ 亀裂、損傷
その他	ワイパー	・ ワイパーの払拭状態 ・ ウィンドウォッシャー噴射装置の作用 ・ ウィンドウォッシャー液の量
	ライト、ウィンカー	・ ヘッドランプ、ストップランプ、ウィンカーランプの作用 ・ ヘッドランプ、ストップランプ、ウィンカーランプの点灯、汚れ、損傷
	下回り	・ 水漏れ、油漏れ、損傷

A

記録年月日	令和　8年　2月　24日

自動車検査証記録事項

514240025091

1．基本情報

自動車登録番号又は車両番号	豊橋　３０１　せ　５８９１				
車台番号	ＤＮＴ３１－３０９８０８				
登録年月日／交付年月日	平成 27年　3月　20日	初度登録年月	平成 27年　3月	有効期間の満了する日	令和 10年　3月 19日

2．所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２ ［11005 0073］
使用者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構　豊川用水総合事業部
使用者の住所	愛知県豊橋市今橋町８ ［23500 2324］
使用の本拠の位置	愛知県豊橋市西赤沢町字大坂９９３ ［23500 1892 001］

3．車両詳細情報

車名	ニッサン ［213］						
型式	ＬＤＡ－ＤＮＴ３１			原動機の型式	Ｍ９Ｒ		
自動車の種別	普　通	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	ステーションワゴン ［003］	乗車定員	5人	最大積載量	－kg		
車両重量	1670kg	車両総重量	1945kg	長さ	463cm	幅	179cm
高さ	187cm						
前前軸重	1040kg	前後軸重	－kg	後前軸重	－kg	後後軸重	630kg
総排気量又は定格出力	1.99 L						
燃料の種類	軽油	型式指定番号		類別区分番号			

4．備考

［豊橋］，継続検査
自動車重量税額　￥３２，８００
［２６年度税制］平成２７年３月２０日　新規登録　免税措置済み
　　　　　　　　平成３０年３月１日　継続検査　免税措置済み
令和７年度エネルギー消費効率（ＪＨ２５モード燃費値）算定未了
使用車種規制（ＮＯｘ・ＰＭ）適合。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域内です。
［走行距離計表示値］１１０，１００ｋｍ（令和８年２月２４日）
［旧走行距離計表示値］９４，９００ｋｍ（令和６年３月４日）
平成１０年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９６ｄＢ
マフラー加速騒音規制適用車
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］認証整備工場
［整備工場コード］５１－０２３９８
［型式・類別］１６１５１・００３３
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	T9564SP9809453

証明書番号	第 23V731214 号

令和 8年 2月 21日

自動車損害賠償責任共済証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

愛知みなみ農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	豊橋 301 せ 5891 DNT31-309808	自動車の種別	自乗
		使用の本拠の所在地	愛知県
共済期間	自 令和 8年 4月 20日 24か月 至 令和 10年 4月 20日 午前12時	共済掛金	¥17,650
共済契約者の住所及び氏名	愛知県豊橋市今橋町 8 独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部	指定金融機関名	
		共済掛金収納年月日	令和 8年 2月 21日
異動事項	無効		
組合又は支部等の名称及び所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00	扱者	(有)マルヨシモータース 2135

自賠責共済についての詳しい内容は、ＪＡ共済ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(https://www.ja-kyosai.or.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスコード：0346356212

(ご注意)
1. 共済期間の終了日にご注意のうえ終了日以前に契約申込手続をしてください。
2. 記載内容に変更がありましたら印鑑をご持参のうえ変更記入の申出をしてください。

自賠責共済についてのご案内

～自賠責共済金のお支払い等について～

■自賠責共済（自動車損害賠償責任共済）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の保障を受けられる方、具体的には保有者※または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について共済金等をお支払いします。（人身事故に限ります。）
※保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■共済金等のお支払い内容

自賠責共済の共済金等は、迅速かつ公平に共済金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者１名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第１級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料 （本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

■事故時のご対応および共済金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責共済証明書番号など事故のあらましを遅滞なく組合に届け出てください。

自賠責共済への請求は、被共済者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。共済金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、組合にご相談ください。

（裏面もご覧ください）

令和 8年 2月 21日

証明書番号	第 23V731214 号

自動車損害賠償責任共済 **共済掛金領収証**

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	豊橋 301 せ 5891 DNT31-309808	共済掛金	¥17,650
共済期間	自 令和 8年 4月 20日 24か月 至 令和 10年 4月 20日 午前12時	組合・支部等の名称及び所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00

契約者 独立行政法人 水資源機構
豊川用水総合事業部 様

愛知みなみ農業協同組合

上記共済掛金を領収いたしました。

(ご注意)
1. 組合または共済代理店の領収年月日のないものは無効です。
2. この領収証は証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

(361150)

A

記録年月日	令和　8年　3月　2日

自動車検査証記録事項

514230032242

1．基本情報

自動車登録番号又は車両番号	豊橋　４００　つ　２７９２
車台番号	ＶＹ１２－２１２２５３

登録年月日／交付年月日	初度登録年月	有効期間の満了する日
平成 28年 3月 18日	平成 28年 3月	令和 9年 3月 17日

2．所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２ [11005 0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構　豊川用水総合事業部
使用者の住所	愛知県豊橋市今橋町８ [23500 2324]
使用の本拠の位置	愛知県豊橋市西赤沢町字大坂９９３ [23500 1892 001]

3．車両詳細情報

車名	ニッサン [213]		
型式	ＤＢＦ－ＶＹ１２	原動機の型式	ＨＲ１５
自動車の種別	小　型	用途	貨物
自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	バン [021]	乗車定員	2[5]人
最大積載量	450[300]kg		
車両重量	1140kg	車両総重量	1700[1715]kg
長さ	439cm	幅	169cm
高さ	150cm		
前前軸重	670kg	前後軸重	－kg
後前軸重	－kg	後後軸重	470kg
総排気量又は定格出力	1.49 kW/L		
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	15633
類別区分番号	0014		

4．備考

［豊橋］，継続検査
自動車重量税額　￥５，０００　本則税率適用
［２７年度税制］平成２８年３月１８日　新規登録　免税措置済み
　　　　　　　　平成３０年２月２０日　継続検査　免税措置済み
令和７年度エネルギー消費効率（ＪＨ２５モード燃費値）算定未了
令和４年度燃費基準９０％達成車
令和４年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了
平成２７年度燃費基準２５％向上達成車
使用車種規制（ＮＯｘ・ＰＭ）適合。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域内です。
［走行距離計表示値］１２０，９００ｋｍ（令和８年３月２日）
［旧走行距離計表示値］１１０，５００ｋｍ（令和７年２月１９日）
平成１２年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９７ｄＢ
マフラー加速騒音規制適用車
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］認証整備工場
［整備工場コード］５１－０２３９８
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	T9464AT2795093

証明書番号	第 23V733806 号

令和 8年 2月 28日

自動車損害賠償責任共済証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

愛知みなみ農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	豊橋 400 つ 2792 VY12-212253	自動車の種別	小貨（自）
		使用の本拠の所在地	愛知県
共済期間	自 令和 8年 3月 18日 12か月 至 令和 9年 3月 18日 午前12時	共済掛金	¥12,850
共済契約者の住所及び氏名	愛知県豊橋市今橋町 8	指定金融機関名	
	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部	共済掛金収納年月日	令和 8年 2月 28日
異動事項			
組合又は支部等の名称及び所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00	扱者	(有) マルヨシモータース 2135

自賠責共済についての詳しい内容は、ＪＡ共済ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(https://www.ja-kyosai.or.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

＜登録情報処理機関報告契約＞

パスコード：
4022032208

(ご注意)
1. 共済期間の終了日にご注意のうえ終了日以前に契約申込手続をしてください。
2. 記載内容に変更がありましたら印鑑をご持参のうえ変更記入のお申出をしてください。

自賠責共済についてのご案内

～自賠責共済金のお支払い等について～

■自賠責共済（自動車損害賠償責任共済）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の保障を受けられる方、具体的には保有者※または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について共済金等をお支払いします。（人身事故に限ります。）

※保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■共済金等のお支払い内容

自賠責共済の共済金等は、迅速かつ公平に共済金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者１名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第１級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

■事故時のご対応および共済金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責共済証明書番号など事故のあらましを遅滞なく組合に届け出てください。

自賠責共済への請求は、被共済者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。共済金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、組合にご相談ください。

（裏面もご覧ください）

令和 8年 2月 28日

証明書番号	第 23V733806 号

自動車損害賠償責任共済 **共済掛金領収証**

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	豊橋 400 つ 2792 VY12-212253	共済掛金	¥12,850
共済期間	自 令和 8年 3月 18日 12か月 至 令和 9年 3月 18日 午前12時	組合・支所等の名称・所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00

契約者 独立行政法人 水資源機構
豊川用水総合事業部 様

愛知みなみ農業協同組合

上記共済掛金を領収いたしました。

(ご注意)
1. 組合または共済代理店の領収年月日のないものは無効です。
2. この領収証は証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

(361150)

A

記録年月日	令和　8年　1月　26日

自動車検査証記録事項

514240006183

1.基本情報					
自動車登録番号又は車両番号	豊橋　800　さ　9215				
車台番号	VY12－099326				
登録年月日／交付年月日	平成 24年 2月 17日	初度登録年月	平成 24年 2月	有効期間の満了する日	令和 10年 2月 16日

2.所有者・使用者情報	
所有者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11－2　[11005 0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構　豊川用水総合事業部
使用者の住所	愛知県豊橋市今橋町8　[23500 2324]
使用の本拠の位置	愛知県豊橋市西赤沢町字大坂993　[23500 1892 001]

3.車両詳細情報							
車名	ニッサン　[213]						
型式	DBF－VY12			原動機の型式	HR15		
自動車の種別	小　型	用途	特種	自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	公共応急作業車　[570]			乗車定員	2[5]人	最大積載量	450[300]kg
車両重量	1170kg	車両総重量	1730[1745]kg	長さ	439cm	幅	169cm
高さ	174cm						
前前軸重	680kg	前後軸重	－kg	後前軸重	－kg	後後軸重	490kg
総排気量又は定格出力	1.49 L						
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号		類別区分番号			

4.備考

［豊橋］，継続検査
自動車重量税額　￥22，800
令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了
使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。
［走行距離計表示値］185，600km（令和8年1月26日）
［旧走行距離計表示値］165，600km（令和6年1月22日）
平成12年騒音規制車，近接排気騒音規制値　97dB
マフラー加速騒音規制適用車
この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］認証整備工場
［整備工場コード］51－02398
［型式・類別］15633・0010
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	T9562GT3680372

証明書番号	第 23V719914 号

令和 8年 1月 26日

自動車損害賠償責任共済証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

愛知みなみ農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	豊橋 800 さ 9215 VY12-099326	自動車の種別	小貨（自）
		使用の本拠の所在地	愛知県
共済期間	自 令和 8年 2月 17日 24か月		
	至 令和 10年 2月 17日 午前12時	共済掛金	¥20,340
共済契約者の住所及び氏名	愛知県豊橋市今橋町 8	指定金融機関名	
		共済掛金収納年月日	
	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部		令和 8年 1月 26日
異動事項			
組合又は支部等の名称及び所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00	扱者	(有) マルヨシモータース 2135

（ご注意）
1. 共済期間の終了日にご注意のうえ終了日以前に契約申込手続をしてください。
2. 記載内容に変更がありましたら印鑑をご持参のうえ変更記入のお申出をしてください。

自賠責共済についての詳しい内容は、ＪＡ共済ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(https://www.ja-kyosai.or.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

＜登録情報処理機関報告契約＞

パスコード：
3396485328

◎証明書右下に二次元コードが表示されている場合、二次元コードを読み取り、アクセスすると最新の自賠責共済証明書の確認（PDF データのダウンロード）や、異動・解約のお手続きができます。

自賠責共済についてのご案内

～自賠責共済金のお支払い等について～

■自賠責共済（自動車損害賠償責任共済）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の保障を受けられる方､具体的には保有者※または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について共済金等をお支払いします。（人身事故に限ります。）

※保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■共済金等のお支払い内容

自賠責共済の共済金等は、迅速かつ公平に共済金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者１名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第１級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

■事故時のご対応および共済金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責共済証明書番号など事故のあらましを遅滞なく組合に届け出てください。

自賠責共済への請求は、被共済者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。共済金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、組合にご相談ください。

■共済金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被共済者が、共済金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、共済金等のお支払いに関する情報が、組合から書面により提供されます。

- 支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要（共済金等を請求された時点）
- お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由（共済金等をお支払いした時点）
- お支払いできなかった場合、その理由（お支払いできないことが確定した時点）

また、上記に加えて必要な追加情報も組合に請求することができます。

■自動車事故の被害者支援や事故防止対策に係る費用について

自動車事故の被害者支援や事故防止対策に係る費用は、賦課金（自賠責共済掛金の一部）として自賠責共済に加入いただいている皆様にご負担いただいております。詳細は国土交通省ウェブサイトをご覧ください。(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/)

（裏面もご覧ください）

令和 8年 1月 26日

証明書番号	第 23V719914 号

自動車損害賠償責任共済

共済掛金領収証

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	豊橋 800 さ 9215 VY12-099326	共済掛金	¥20,340
共済期間	自 令和 8年 2月 17日 24か月 至 令和 10年 2月 17日 午前12時	組合・支所等の名称・所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00

契約者 独立行政法人 水資源機構
豊川用水総合事業部 様

愛知みなみ農業協同組合

上記共済掛金を領収いたしました。

（ご注意）
1. 組合または共済代理店の領収年月日のないものは無効です。
2. この領収証は証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

(361150)

A

記録年月日	令和　6年 12月 27日

自動車検査証記録事項

514240142505

1.基本情報

自動車登録番号又は車両番号	豊橋　800　さ　9547				
車台番号	VY12－140072				
登録年月日／交付年月日	平成 25年 1月 21日	初度登録年月	平成 25年 1月	有効期間の満了する日	令和 9年 1月 20日

2.所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11－2 [11005 0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構　豊川用水総合事業部
使用者の住所	愛知県豊橋市今橋町8 [23500 2324]
使用の本拠の位置	愛知県豊橋市西赤沢町字大坂993 [23500 1892 001]

3.車両詳細情報

車名	ニッサン [213]						
型式	DBF－VY12			原動機の型式	HR15		
自動車の種別	小　型	用途	特種	自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	公共応急作業車 [570]			乗車定員	2[5]人	最大積載量	450[300]kg
車両重量	1170kg	車両総重量	1730[1745]kg	長さ	439cm	幅	169cm
高さ	169cm						
前前軸重	690kg	前後軸重	－kg	後前軸重	－kg	後後軸重	480kg
総排気量又は定格出力	1.49 L						
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号		類別区分番号	

4.備考

［豊橋］，継続検査
自動車重量税額　￥16，400
使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。
［走行距離計表示値］192，600km（令和6年12月27日）
［旧走行距離計表示値］170，100km（令和4年12月21日）
平成12年騒音規制車，近接排気騒音規制値　97dB
マフラー加速騒音規制適用車
この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］認証整備工場
［整備工場コード］51－02398
［その他検査事項］［302］緊急自動車
［型式・類別］15633・0012
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	T9573FE6110503

証明書番号	第 DNAW81543 号

令和 6年 12月 26日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	豊橋 800 さ 9547 VY12-140072	自動車の種別	小貨(自)
		使用の本拠の所在地	愛知県
保険期間	自 令和 7年 1月 21日 24か月		
	至 令和 9年 1月 21日 午前12時	保険料	¥20,340
保険契約者の住所及び氏名	愛知県 豊橋市 今橋町 8 独立行政法人 水資源機構豊川用水総合事業部	指定金融機関名	
		保険料収納年月日	令和 6年 12月 26日
異動事項			
管轄店名及び所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150−8488 東京都渋谷区恵比寿1−28−1 お問い合わせ先(携帯・PHS OK) 0120−395−101	扱者	(有)マルヨシモータース VFTG

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

ご注意

◎内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者※または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円〜 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- 支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

令和 6年 12月 26日

証明書番号	第 DNAW81543 号

自動車損害賠償責任保険 **保険料領収証**

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	豊橋 800 さ 9547 VY12-140072	保険料	¥20,340
保険期間	自 令和 7年 1月 21日 24か月 至 令和 9年 1月 21日 午前12時	管轄店名及び所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150−8488 東京都渋谷区恵比寿1−28−1 お問い合わせ先(携帯・PHS OK) 0120−395−101

契約者 独立行政法人 水資源機構豊川用水総合事業部 様

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。

ご注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

(220419T) (66-012)

A

自動車検査証記録事項

記録年月日	令和　8年　3月　9日

514230025686

1.基本情報

自動車登録番号又は車両番号	豊橋　４００　つ　２７９４
車台番号	Ｓ４０２Ｕ－００１８７２４

登録年月日／交付年月日	初度登録年月	有効期間の満了する日
平成 28年 3月 18日	平成 28年 3月	令和 9年 3月 17日

2.所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構	
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２	[11005 0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構　豊川用水総合事業部	
使用者の住所	愛知県豊橋市今橋町８	[23500 2324]
使用の本拠の位置	愛知県豊橋市西赤沢町字大坂９９３	[23500 1892 001]

3.車両詳細情報

車名	トヨタ [194]		
型式	ＤＢＦ－Ｓ４０２Ｕ	原動機の型式	３ＳＺ
自動車の種別	小　型	用途	貨物
自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	キャブオーバ [012]	乗車定員	2人
最大積載量	800kg		
車両重量	1140kg	車両総重量	2050kg
長さ	427cm	幅	167cm
高さ	189cm		
前前軸重	620kg	前後軸重	－kg
後前軸重	－kg	後後軸重	520kg
総排気量又は定格出力	1.49 L (kW)		
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	17753
類別区分番号	0008		

4.備考

［豊橋］，継続検査
自動車重量税額　￥９，９００
［２７年度税制］平成２８年３月１８日　新規登録　５０％減税措置済み
令和７年度エネルギー消費効率（ＪＨ２５モード燃費値）算定未了
令和４年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了
平成２７年度燃費基準１５％向上達成車
使用車種規制（ＮＯｘ・ＰＭ）適合。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域内です。
［走行距離計表示値］２３，９００ｋｍ（令和８年３月９日）
［旧走行距離計表示値］１６，８００ｋｍ（令和７年２月２５日）
［走行距離記録最大値］４６，８００ｋｍ（令和４年２月２４日）
平成１２年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９７ｄＢ
マフラー加速騒音規制適用車
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］認証整備工場
［整備工場コード］５１－０２３９８
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	T9463HU1790979

証明書番号	第 23V736946 号

令和 8年 3月 7日

自動車損害賠償責任共済証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

愛知みなみ農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	豊橋 400 つ 2794 S402U-0018724	自動車の種別	小貨（自）
共済期間	自 令和 8年 3月 18日 12か月 至 令和 9年 3月 18日 午前12時	使用の本拠の所在地	愛知県
		共済掛金	¥12,850
共済契約者の住所及び氏名	愛知県豊橋市今橋町 8 独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部	指定金融機関名	
		共済掛金収納年月日	令和 8年 3月 7日
異動事項			
組合又は支部等の名称及び所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00	扱者	(有)マルヨシモータース 2135

（ご注意）
1. 共済期間の終了日にご注意のうえ終了日以前に契約申込手続をしてください。
2. 記載内容に変更がありましたら印鑑をご持参のうえ変更記入のお申出をしてください。

自賠責共済についての詳しい内容は、ＪＡ共済ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(https://www.ja-kyosai.or.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

＜登録情報処理機関報告契約＞

パスコード：
3728982835

自賠責共済についてのご案内

～自賠責共済金のお支払い等について～

■自賠責共済（自動車損害賠償責任共済）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の保障を受けられる方,具体的には保有者※または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について共済金等をお支払いします。（人身事故に限ります。）

※保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■共済金等のお支払い内容

自賠責共済の共済金等は、迅速かつ公平に共済金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者１名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第１級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料 （本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

■事故時のご対応および共済金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責共済証明書番号など事故のあらましを遅滞なく組合に届け出てください。

自賠責共済への請求は、被共済者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。共済金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、組合にご相談ください。

（裏面もご覧ください）

令和 8年 3月 7日

証明書番号	第 23V736946 号

自動車損害賠償責任共済 **共済掛金領収証**

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	豊橋 400 つ 2794 S402U-0018724	共済掛金	¥12,850
共済期間	自 令和 8年 3月 18日 12か月 至 令和 9年 3月 18日 午前12時	組合・支所等の名称・所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区宮原４－６－３ お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日／9：00～17：00

契約者 独立行政法人 水資源機構
豊川用水総合事業部 様

愛知みなみ農業協同組合

上記共済掛金を領収いたしました。

（ご注意）
1. この領収証は証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。
2. 組合または共済代理店の領収年月日のないものは無効です。

(361150)

A

記録年月日	令和　7年　9月　22日

自動車検査証記録事項

514230158745

1.基本情報

自動車登録番号又は車両番号	豊橋　400　つ　9020				
車台番号	TRY230－0131805				
登録年月日／交付年月日	平成 30年 10月 23日	初度登録年月	平成 30年 10月	有効期間の満了する日	令和　8年 10月 22日

2.所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構	
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11－2	[11005 0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人　水資源機構　豊川用水総合事業部	
使用者の住所	愛知県豊橋市今橋町8	[23500 2324]
使用の本拠の位置	愛知県田原市加治町大新子42－1	[23530 0112 005]

3.車両詳細情報

車名	トヨタ [194]								
型式	ABF－TRY230			原動機の型式	1TR				
自動車の種別	小　型	用途	貨物	自家用・事業用の別	自家用				
車体の形状	キャブオーバ [012]			乗車定員	3人	最大積載量	1250kg		
車両重量	1620kg	車両総重量	3035kg	長さ	469cm	幅	169cm	高さ	197cm
前前軸重	1040kg	前後軸重	－kg	後前軸重	－kg	後後軸重	580kg	総排気量又は定格出力	1.99 L
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号	15956	類別区分番号	0425		

4.備考

[豊橋]，継続検査
自動車重量税額　¥16，400
令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了
令和4年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了
使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。
[走行距離計表示値] 153，800km（令和7年9月22日）
[旧走行距離計表示値] 137，100km（令和6年9月30日）
平成12年騒音規制車，近接排気騒音規制値　97dB
マフラー加速騒音規制適用車
[受検種別] 持込検査車
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
[受検形態] 認証整備工場
[整備工場コード] 51－02398
以下余白

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	T9471VL6994691

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の概要
自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者（保険の補償を受けられる方、具体的には保有者※または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。（人身事故に限ります。）
※　保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容
自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者１名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高４,000万円 随時介護のとき：最高３,000万円 後遺障害の程度により 第１級：最高３,000万円～ 第１４級：最高７５万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高３,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求
事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。
自賠責保険への請求は、被保険者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供
被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。
・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要（保険金等を請求された時点）
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由（保険金等をお支払いした時点）
・お支払いできなかった場合、その理由（お支払いできないことが確定した時点）
また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

■自動車事故の被害者支援や事故防止対策に係る費用は、賦課金（自賠責保険料の一部）として自賠責保険に加入いただいている皆様にご負担いただいております。詳細は国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/）をご覧ください。

（裏面もご覧ください）

令和 7年 9月 20日

自動車損害賠償責任保険 保険料領収証

証明書番号	第 DNXG40292 号

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	豊橋 400 つ 9020 TRY230-0131805	保険料	¥12,850
保険期間	自 令和 7年 11月 22日 12か月 至 令和 8年 11月 22日 午前12時	社名及び店所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社　〒１５０－８４８８ 東京都渋谷区恵比寿１－２８－１ お問い合わせ先（携帯・PHS OK） ０１２０－３９５－１０１

契約者　独立行政法人 水資源機構豊川用水総合事業部　様

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。

ご注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

(20240912) (66-059)

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　豊川用水総合管理所長　山本 政彦　殿

住　　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年５月７日に交付された「公用車法定点検等業務（豊橋管理所）（オープンカウンタ方式による）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者:

電 話 番 号:

ＦＡＸ番号:

メールアドレス：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数 あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致
する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例)　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について 例)

・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2 者=63　余り

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例)　・同価格者が 3 者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3 者=42　余り

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。

オープンカウンタ方式による調達方法フロー

水資源機構		業者様
HPにおいて見積依頼書、仕様書等の交付	→	交付資料のダウンロード
見積依頼書等の交付受領書の受理	←	見積依頼書等の交付受領書の提出（FAX又は電子メール）
質問書の受理	←	質問書の提出 （FAX、電子メール、持参、郵送） ※仕様書等に対する質問がある場合、又は物品購入の場合で同等品規
HPにおいて質問回答書の交付	→	質問回答書の内容確認
見積書の受理	←	見積書提出
契約締結の相手方へ決定通知書の交付（FAX又は電子メール）	→	業務実施
工事完成、業務完了、納品完了後に検査の上、支払	←	工事完成、業務完了、納品

オープンカウンター方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に掲載しております ので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に見積 依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください

② 依頼内容を確認し、見 積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書３．４）提出先」の FAX 番号又はメールアドレスにお願いします。

③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。

④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。

⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールにより提出してください。

⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。（FAX 又は電子メール）

⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンター方式とは】

○ オープンカウンターとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

○ 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

○ 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、ＦＡＸ又は電子メールで送信してください。

なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたＦＡＸ番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。

○ 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。

https://www.water.go.jp

【問い合わせ先】 愛知県豊橋市今橋町８地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所　経理課

TEL0532-54-6502　　FAX0532-54-6517　　メール nyukei_toyogawa@water.go.jp